

○射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第63号

改正 平成29年3月17日告示第141号

平成29年6月30日告示第171号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の民間賃貸住宅に居住する若者世帯に対し家賃の一部を補助することにより、若者世帯の転出を抑制するとともに、本市での定住促進を図るため、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号)に定めるもののほか、射水市若者世帯定住促進家賃補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者世帯 第5条の規定による補助金の交付申請をした日(以下この条において「交付申請日」という。)において、夫又は妻のいずれかが満40歳未満の世帯をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 一戸建て住宅又は共同住宅であって、自己の居住の用に供するために所有者又は管理者との間で賃貸借契約を締結した住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 公営住宅又は雇用促進住宅
 - イ 事業主が給与の一部として提供する社宅、官舎、寮等
 - ウ 世帯の1親等の親族が所有する住宅
 - エ 賃貸借契約の期間が1年未満の住宅
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額(共益費、管理費、駐車場使用料等直接住宅の賃借料と認められないものを除く。)をいう。
- (4) 住宅手当 事業主が従業者に対して支給又は負担をする住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (5) 新婚世帯 平成28年4月1日以降かつ交付申請日前1年以内に婚姻届を提出した若者世帯をいう。
- (6) 子育て世帯 交付申請日において15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を含む若者世帯又は満40歳未満のひとり親の世帯をいう。
- (7) 転入世帯 市内の民間賃貸住宅に住所を有した日(次条において「住民登録日」とい

う。)前1年以内に本市に住所を有していない者を含む若者世帯をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、平成28年4月1日以降に市内に転入し、又は転居し、前条第5号から第7号までのいずれかに該当する世帯に属する者であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内の民間賃貸住宅に住所を有していること。
- (2) 世帯の全員の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)の合算額が340万円未満であること。ただし、新婚世帯かつ転入世帯、子育て世帯かつ転入世帯又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を2人以上含む子育て世帯の場合は、当該世帯の全員の合計所得金額の合算額が500万円未満であること。
- (3) 住民登録日前30日以内に当該民間賃貸住宅の所有者又は管理者との間で賃貸借契約(更新に係る契約を除く。)を締結していること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 住民登録日から3年以上本市に定住する意思のある世帯であること。
- (5) 世帯の全員に市税の滞納がないこと。
- (6) 世帯の全員が暴力団員等(射水市暴力団排除条例(平成24年射水市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)でないこと。
- (7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。
- (8) 外国人を含む世帯の場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している者であること。
- (9) 世帯員が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の1月当たりの額は、家賃から住宅手当を控除した額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、20,000円を限度とする。

2 補助金の交付対象期間は、次条の規定による補助金の交付申請をした月(次項において「交付申請月」という。)を含む24月とする。ただし、当該交付対象期間において、前条に規定する補助金の交付対象となる要件を欠くに至った場合は、当該要件を欠くに至った月の前月分までとする。

3 前項本文の規定にかかわらず、賃貸借契約書に記載の入居日が交付申請月の途中である

場合は、当該月分の補助金は交付しない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平成31年3月31日までに射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 戸籍謄本の写し(新婚世帯又は子育て世帯の場合に限る。)
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 世帯全員の所得及び市税の納付状況が確認できる書類
- (6) 住宅手当の内容が分かる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定を受けた後1年を経過したときは、前条第4号及び第5号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第7条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該決定に係る申請内容を変更しようとするときは、射水市若者世帯定住促進家賃補助金変更交付申請書(様式第4号)に第5条各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めるときは、射水市若者世帯定住促進家賃補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ市長が指定する期限までに、射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付請求書(様式第6号)に家賃の支払を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

期別	期間
第1期	4月から9月までの家賃に係る補助金
第2期	10月から翌年3月までの家賃に係る補助金

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 市外に転出し、又は居住の実態がないと判断したとき。
- (3) 賃貸借契約を解除したとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、既に交付した補助金が過大となるときは、補助金の返還を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の返還命令をするときは、射水市若者世帯定住促進家賃補助金返還命令書(様式第7号)により行う。

4 前項の規定により補助金の返還命令を受けた交付決定者は、当該返還命令を受けた金額を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成29年3月17日告示第141号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日告示第171号)

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

射水市長

申請者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付申請書

射水市若者世帯定住促進家賃補助金（新婚世帯、子育て世帯、転入世帯）の交付を受けたいので、射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。なお、世帯の住民登録、市税の納付状況その他補助金の交付に係る事項について、必要に応じて本市職員が調査することに同意します。

区分	氏 名	続 柄	生年月日 年 齢	市内居住 期間(年)	転入(転居)前住所	勤務先等 名称(予定)
世 帯 員						
家賃月額	円					
補助金の交付を受けようとする期間	年 月 ～ 年 月					

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

誓 約 書

射水市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

私たち世帯は、民間賃貸住宅に住所を有した日から3年以上射水市に定住する意思がある世帯です。

様式第3号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

射水市長



射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された交付申請について、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金交付期間 年 月 ～ 年 月

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

射水市長

申請者 住 所

氏 名 ④

電話番号

射水市若者世帯定住促進家賃補助金変更交付申請書

先に交付の決定を受けた射水市若者世帯定住促進家賃補助金の申請内容を下記のとおり変更したいので、射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 既交付決定額 円

4 変更交付申請額 円

5 添付書類

変更内容が確認できる書類

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

射水市長



射水市若者世帯定住促進家賃補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出された変更交付申請について、下記のとおり補助金を変更交付することに決定したので、射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 変更交付決定額 円
- 2 変更交付期間 年 月 ～ 年 月

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

射水市長

請求者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた射水市若者世帯定住促進家賃補助金について、射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 交付決定期間 年 月 ～ 年 月
- 3 今回請求期間 年 月 ～ 年 月
- 4 振込先

金融機関名・支店名（ ）

口座種別 普通 ・ 当座 （どちらかに○を付けてください。）

口座番号 （ ）

口座名義 （フリガナ： ）

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

様

射水市長



射水市若者世帯定住促進家賃補助金返還命令書

射水市若者世帯定住促進家賃補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、
下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

- 1 補助金を交付した日 年 月 日
- 2 返還命令金額 金 円
- 3 返還命令理由
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還方法

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第9条関係)